

若手農業者経営力向上支援事業

参加者募集(平成24年7月2日～8月15日)のご案内

新たに就農された農業者の方が、将来の地域農業を担う中核的農業者へとステップアップするために必要な農業用機械・施設のリースによる整備を支援します。

事業への参加条件

●事業対象者

京都府内に在住し農業を営む方で、「青年等の就農促進のための資金の貸し付け等に関する特別措置法」に基づき知事が就農計画を認定した「認定就農者」等、今後地域の中核的担い手(認定農業者等)を目指す方が対象です。

●就農計画の達成

就農計画に記載された目標等、一定の経営水準を達成している必要があります。

●経営発展計画

今後5年間の経営発展計画を作成いただき、審査会において承認される必要があります。

参加申込

平成24年8月15日(水)までに所定様式(経営発展計画を含む)の申込書を、リース予定物件の見積書とカタログを添えて、市町村を経由の上、京都アグリ21に提出してください。

申込書の様式は、京都アグリ21に請求するかホームページからダウンロードしてください。

URL <http://www.agr-k.or.jp/~kyoto-j/information/k-agri21.html>

審査

公募終了後開催予定の審査会において、事業参加の適否について審査を行います。参加を申し込まれた方は、審査会に出席し、経営発展計画の説明を行っていただきます。

助成

審査の結果適当と認められた事業参加者がリース会社から農業用機械・施設をリースする場合、補助金を交付します。

補助金の額はリース料年額(消費税を除いた額)の10分の3(上限40万円/年)以内で、最長6年間の交付となります。

リースについて

●対象となる農業用機械・施設

原則としてリース会社がメーカー等から購入した新品で、事業参加者の経営発展計画の経営面積に対して適切な規模のものが対象となります。

なお、軽トラックなど汎用性の高いものや不動産は対象となりません。

●リース期間

物件の法定耐用年数の70%以上(1年未満切り捨て)、120%以内(1年未満切り上げ)の範囲で、設定されます。

なお、助成期間は、上に掲げたとおり、6年以内とします。

●リース料金

リース会社がメーカー等から購入する価格にリース会社の手数料と消費税額を加えたものがリース料総額となります。総額からリース期間（年）を割った答えが、リース料年額（消費税を含んだ額）です。

●物件の保守等

事故や天災による損壊等に対しては、リース会社が加入する保険から保険金が支払われる場合がありますが、それ以外の保守・修理等や任意保険の加入については、事業参加者の負担で行っていただきます。

●リース期間終了後

物件は、リース会社に返還するか、再リース（1年更新）により継続使用するかが選択できます。

事業の流れ

経営発展計画（事業参加申込書）の作成

申込

意見照会

審査会

事業参加決定

リース契約

物件受渡
リース開始

●農業改良普及センターなど関係機関のアドバイスを受けながら、経営発展計画を作成していただきます。

●8月15日(水)までに、経営発展計画、リース物件の見積書・カタログを添え、市町村を經由して、申込書を提出してください。

●京都アグリ21から農業改良普及センター及び市町村に対し、就農計画等の達成状況や経営発展計画の妥当性などについて意見を求めます。

●公募終了後開催予定の審査会に出席いただき、審査委員の前で経営発展計画の内容について、説明を行っていただきます。
審査会には、農業改良普及センターの担当職員にも同席いただき、補佐にあたっていただきます。

●審査結果に基づき、事業参加の適否を決定します。
結果については、アグリ21から各申込者の方へお知らせします。

●リース会社との間で契約手続きを行っていただきます。
なお、京都アグリ21が、リース会社の紹介や相見積を取るなどのお手伝いをさせていただきます。

参加申込み・お問合せは

京都アグリ21（公益社団法人 京都府農業総合支援センター）

〒602-8054 京都市上京区丁子風呂町104番地の2（京都府庁西別館2階）

TEL 075-417-6847 FAX 075-441-5742

E-Mail kyoto-agri21@agr-k.or.jp

申込書・事業要領のダウンロードは

ホームページ <http://www.agr-k.or.jp/~kyoto-j/information/k-agri21.html> から



京都アグリ21